

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第17回理事会

平成8年8月

平成8年8月13日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

三者合同懇談会並びに第17回理事会

議 題

1. フィリピンでの公示及び今後の展開
2. 理事長の手紙
3. リラへの回答
4. アジア太平洋戦後補償フォーラムについて
5. 台湾への対応
6. その他

以上

お知らせ

女性のためのアジア平和国民基金は、このたび、先の大戦中に「従軍慰安婦」とされたフィリピンの犠牲者の方々への道義的責任を果たすため、国民の償いの気持ちを表す一時金のお届けを致します。なお、一時金をお届けする方に対して、日本国内閣総理大臣の手紙が届けられることとなります。また、プライバシーは保護されます。

- 1 対象：95年7月19日（女性のためのアジア平和国民基金の設立日）現在御存命の「従軍慰安婦」とされた犠牲者の方及びその遺族（配偶者及び子）の代表の方で正規の手続きを経て認定された方
- 2 受付期間：このお知らせの日より5年間
- 3 連絡先：電話番号 896-82-68
受付時間（土日曜祝祭日を除く毎日午前10時から正午及び午後2時から午後5時まで）
私書箱 フィリピン、マカティ市
マカティ中央郵便局私書箱4707号
該当されると思われる方は上記連絡先から手続きのための用紙を入手し、上記の受付期間内に指定された提出先へ同用紙を提出して頂くこととなります。

1996年8月13日

女性のためのアジア平和国民基金

理事長 原文兵衛（前参議院議長）

「女性のためのアジア平和国民基金」は、日本政府と日本国民がともに協力しながら、先の大戦中に「従軍慰安婦」とされた犠牲者の方々に対する道義的責任を果たすための国民的償いや医療・福祉支援事業などの活動を行っているものです。

ANNOUNCEMENT

13 August 1996

The Asian Women's Fund (AWF) will disburse a sum of money to offer atonement from the Japanese people to meet moral responsibility to those who suffered as "wartime comfort women." A letter will also be sent from the Prime Minister of Japan to the recipients of the above-mentioned sum. The privacy of each recipient will be protected.

Eligibility:

Surviving former "wartime comfort women" as of 19 July 1995 (the date of the establishment of the AWF) and, if deceased since aforementioned date, a representative of the bereaved family (namely, spouse and children), subject to recognition as such through the regular procedure, shall be eligible.

Period of Application:

Five years from the publication of this announcement

Inquiry:

Please call Telephone No. 896-82-68 (10-12 a.m. and 2-5 p.m., except on Saturdays, Sundays, and holidays)
Postal Box Office No. 4704
Makati Central Post Office
Makati City, Philippines

Those who meet the eligibility criteria are requested to obtain application forms from the above-mentioned inquiry points, and to submit or return the completed forms within the period of application.

BUNBEI HARA
President
Asian Women's Fund
and Former President
House of Councillors
The Japanese Diet

The Asian Women's Fund, in cooperation with the Government and people of Japan, is engaged in activities (e.g. national atonement from the Japanese people, and medical and welfare assistance programs) to meet moral responsibility to those who suffered as former "wartime comfort women".

(3)

フィリピン・グループ報告

日時：8月9日(金)

場所：幕張国際会議場

出席者：ネリア・サンチョ、JVパウチスタ、ロフ・ヘンソン、有馬真喜子副理事、松田瑞穂
(アジア女性基金事務局)

オブザーバー：松井審議官(外政審議室)、梅田課長(外務省)

リラ側の説明及び要求は以下通り。

* リラの公式の立場は変わらないが、「慰安婦」にされた生存者の意志を尊重して、アジア女性基金委員会を設けた。

* すでに基金に対して提案をしたが、(1) 認定の過程に参加したい。(2) この委員会を通じてアジア女性基金に協力をするので個々の生存者に接触しないでほしい。(3) 「慰安婦」とされたフィリピン生存女性の経験は、韓国やその他の国の女性の体験とは異なる。歴史的な背景も違うので、単に拘束の長短などで認定条件を決めないで、理解してほしい。

* 基金への提案に対する返事を、今回訪問の帰国前(8月11日)に文書でほしい。

これに対し基金側は

* 新しく設けられたリラのアジア女性基金委員会の協力を期待する。

* 8月12日に比政府と大使館が話し合うが、8月15日前に受け取りのセレモニーを行うなら、その前に比政府の確認インタビューが必要になる。それまでに受け取りを希望している生存者の確認のための書類が必要。委員会に協力してほしい。

* 認定の過程への参加については、どの程度の参加が可能か比政府との協議を経なければ確答出来ない。努力する。

その結果、1) 基金が決めている8月15日の件については、取りあえず協力する。2) 比政府による特定のためのインタビューについては、受け取りを希望する女性たちをマニラに集めるようにする。3) 一定の場所でインタビューを行えるように手配するが、リラ側も同席したい。

以上

添付書類

- 1) 8月10日付 提案に対する確認の手紙
- 2) 8月12日付 基金として協力を要請

ASIAN WOMEN'S FUND

2-17-42 Akasaka Minato-ku Tokyo 107 JAPAN
Phone.0081-3-3583-9346, Fax.3-3583-9347

August 10, 1996

Dear Ms. Nelia Sancho


Thank you for your fax communication of August 6.

The Asian Women's Fund, in its board meeting on August 6, decided that the Fund welcomes and respects your decision of the creation of a Committee on the Asian Women's Fund for the Philipino victims who intend to avail of the Fund activities.

We highly regard your two propositions, namely the third and fourth paragraphs of your above communication, and will request the Japanese Government to consult with the Philipino Government on these issues.

The Asian Women's Fund wishes to maintain close dialogue with your organaization as a partner in the Philippines.

Sincerely yours,

原文兵衛 

Bunbei Hara

President

Asian Women's Fund

4

ASIAN WOMEN'S FUND

2-17-42 Akasaka Minato-ku Tokyo 107 JAPAN
Phone: 0081-3-3583-9346, Fax: 3-3583-9347

12 August 1996

Ms. Nelia Sancho
Coordinator/Chairperson
LILA Pilipina

FAX. 63-2-433-8281


Dear Nelia,

Followed to our conversation, we would like to state as follows:

The Asian Women's Fund anticipates a Committee on the Asian Women's Fund to facilitate the qualifying process of Filipina applicants, in particular, to assist victims in preparing documents required for the application.

With kind regards,

Yours sincerely,

原文兵衛 

Bunbei Hara
President

アジア女性基金に関する私の見解

マリア・ロサ・ルナ・ヘンソン
フィリピン人被害者

1995年7月、私たちが日本政府に対して行っている裁判の弁護団の高木弁護士がリラ・ピリピーナを訪れて以来、私はアジア女性基金について考え、詳しく調べてきました。高木弁護士はマニラ首都圏およびパンパンガのローラ全員の前で、民間の人々からの募金によるアジア女性基金を設立するという村山構想を説明しました。

私は高木弁護士のお話を理解し、心の底では賛成しましたが、会議中は発言することを控えました。その時は決心が固まっていなかったため、結論を出すのはまだ早いと思ったからです。

1996年1月24日、有馬真喜子さんと林陽子弁護士がリラ・ピリピーナを訪れ、アジア女性基金は償い金を支払うものであると説明しました。私はお二人にいただいたパンフレットを読み、考え、そして1996年4月にアジア女性基金を受け取ることを決意し、報道関係者にもそのように伝えました。これは私が自分自身で決めたことです。

一時金支給の受け付け開始日と報道された7月19日や8月15日が近くなると、多くのローラ、日本の支援者は明らかに私を非難し、日本政府からの直接の国家補償以外を受け取っても私の尊厳は回復されないと言いました。

私の尊厳がもはや回復しえないということは当然のことです。私は50年以上も前にあのような経験をしたのです。強かんされたことで、周囲の人々は私が汚れていると見るようになりました。今でさえ、私が「慰安婦」とされたことを信じようとしぬ人々が私をはずかしめ、侮辱します。

私はアジア女性基金について様々な観点から考えてみました。そして、基金を受け取ることによって、私たちの裁判や正義を求める運動が不利な立場に置かれることはないという結論にたどり着きました。

裁判を続けるか否かは弁護団が決めること、判断することです。私は既に年老い病気がちで、今でも一日一日を生き延びるために苦勞し、多くの生活上の困難を抱えています。ですから私はアジア女性基金を受け取ることを決めたのです。

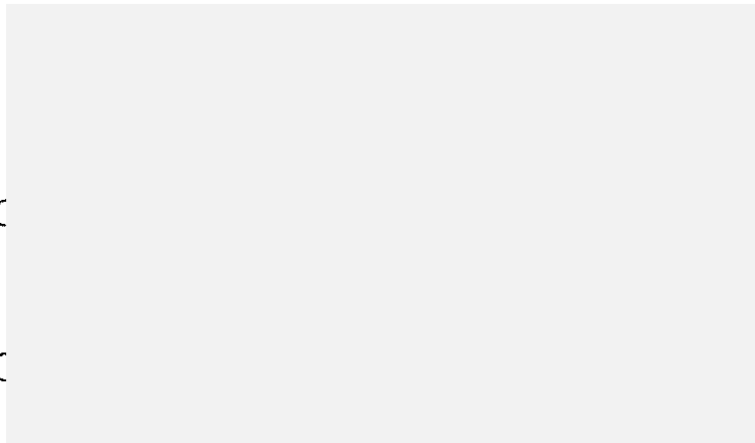
1996年 8月 12日

戦後補償実現キャンペーンの申し入れ

8月12日 (火)

午後3時—1時間 4時まで

来訪



計9名

話し合い

声明文の受け取り

関釜の声明文の受け取り

台湾当事者の話

基金事業の説明

< 先方発言要旨 >

1. 国家補償以外 受取らね、何年か3つと、金がほしくて来ているのでは
(韓国)
2. 国民基金は被害者と合断混乱させるが凍結せよ。
3. 国民基金関係者も国家補償の早期実現のため共闘すべきではない。
4. インドネシア等を差別している。基金額は基金は石炭石炭(泥沼)ではない。
5. (台湾) 国家補償は別であることが政府文書で確認された。
国民基金の償い金を受取ることも考えられる。
6. (韓国) 先に政府の300万円があり、これに国民基金の200万円
が追加する形で受取れる。

申し入れ書

「女性のためのアジア平和国民基金」 殿

太平洋戦争当時10万とも20万ともいわれる植民地女性達を性奴隷にかり出した日本軍「慰安婦」問題は日本軍国主義の不道徳性を象徴的に見せてくれる恥部である。

日本政府がこの問題に対して国際社会の非難から逃れる道は、事実を正直に認め謝罪と賠償をし、関係者を処罰する他はない。にも係わらず日本政府は正しい道を必死で拒否し、結局過去の荷物を後世にまでおしつける感をおかしている。

こういう情勢の中で「女性のためのアジア平和国民基金」という理屈にも合わない一時しのぎの発想を持ち出したことに私たちは唖然としている。私たちは「女性基金」のメンバーの中には、たくさんの方の良心的親韓派が参加していることを知っている。また、あなたたちの動きが国連人権委員会の採択により困難に陥っている政府を助けるというより、日本の保守的世論を意識した次善策として出発した事も知っている。

にも係わらずあなたたちが提起している解決策は日本政府の謝罪という問題の核心をさけた彌縫策にすぎない。だから韓国の関連団体や被害者が拒否してあたりまえである。したがって女性基金は無駄な努力をやめて欲しい。

過去の罪禍に対し当然なすべき謝罪と賠償を回避しては、先進国の隊列に参入することは出来ない事実を日本政府は忘れてはならない。

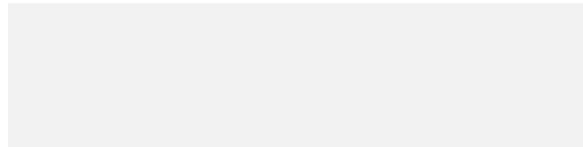
日本軍「慰安婦」問題という韓日間の争点が提起されることによって、当然正しくとりくまれるべきところを、韓日基本条約にしがみついて日本政府が自身の責任を認めようとしなければかきか、機会あるごとに過去の歴史をゆがめる発言を繰り返すことによって、過去の罪をぬりつぶせると考えていたらとんでもない錯覚である。日本のそうした態度はかえって韓日間の平和の土台を崩し、国際社会の日本に対する不信を一層深めるのみである。日本政府はドイツ政府が第二次世界大戦後なぜそんなに徹底的な反省と賠償をしたのかを考えてみるべきである。

最近、韓国にきたあなたたちのメンバーは何人かの被害者たちに女性基金を受け取るよう説得したけれど誰も応じなかった。また女性基金メンバーは関連団体との接触も試みたけれど挺対協はこれを拒否した。ついに韓国政府の関係者に会い、被害者の身元の把握と被害者と接触をするための協力を要請したが、韓国政府はこれを拒絶したのみならず、国連人権委員会がクマラスワミ報告書を採用して日本軍「慰安婦」問題に対する日本政府の国際法的責任を認めたからには、被害者の個別補償は被害者と関連団体が納得のいく方法で処理すべきだと強調した。これによって8月15日から支給しようとしていた「女性基金」はやむなく一時保留になった。こうした情勢にも係わらずあなたがたはなおも慰労金支払いを強行しようとしている。

あなたがたが真に「慰安婦」問題の解決を望むならば女性基金を凍結し国連勧告に基づく解決を日本政府に求めるべきである。それが、「慰安婦」問題の一番早い解決方法である。

それと同時に、被害者達の切なる望みである日本政府による謝罪と賠償をことごとく拒否して一方的に決めた「女性基金」を「対話」と名づけて押しつけないで欲しい。二度と韓国には来て欲しくない。「女性基金」のメンバーの皆さんの良心的な理解と反省を求める。

1996年8月12日



私たちは、「国民基金」一時金支給による
戦後補償の募引きに反対し、
今こそ、政府の責任による真の謝罪と
個人補償実現を求めます。

高武法子/東洋シャッター労働組合/きどのりこ(主婦連盟)/大分哲朗(社説記者)/ミヨシ油脂
平和と生活をむすぶ会/中村まさこ(主婦連盟)/島居美子/寄せ編連帯実行委員会/東洋大学
反戦行動委員会/河本幸三(平和と生活をむすぶ会)/松田善法(主婦連盟)/大島正巳(主婦連盟)/松島洋介(全
大坂市南北地域実行委員会)/山口宏(高松教員)/高田朱美(大阪府労働組合連合会)/三ツ林安治/働く
青年の全国交歓会大阪市内北地域実行委員会/宇田川宏(主婦連盟)/南都平和と生活をむすぶ
会/星野園枝(主婦連盟)/茅根潤一(日本労働組合総連合会)/KDミストラル/中島さんの強制労働
撤回を勝ちとる会/反リストラ闘争/上目黒福祉工務国鉄闘争に連帯する会/寺岡精工
全交の会/品川とがんばる会/平和と生活をむすぶ大田の会/FD月桃の会/石塚拓男(大
阪府立高松教員)/井上裕之/溝口清志(北方中学校教員)/原誠二(阪南大学教員)/井手喜春一(若狭労働連
帯会)/大西裕三郎/宮崎晴起(日本労働組合総連合会)/田丸博和/山田仁子/手塚美子/高
谷雅一/木村章子/若瀬満子/生沼見香/三ツ木透/山本浩/東郷裕彦/前野江利子/
伊沢桂子(主婦連盟)/松下電気製作所労働組合/桑折社一/山本英央(ゆめと希望の会)/吉本君の
不当解雇を撤回させる会/藤平輝明(東京理科大学労働組合執行委員)/中島慎一郎(平和と生活をむすぶ会)/伊集
院真知子/田中伸尚(ソノケツソノケツ)/松井やよい(777女性資料センター)/角野正人(難民救済会)
/宇田川順子(主婦連盟)/西尾母と女性教職員の会/ふたたびアジア人民をじゅうりんし
侵略し支配しないための日本人民運動'90 (JPM'90)/日比連帯運動東京(JPSM)
/フィリピン人元「従軍慰安婦」を支援する会/栗林啓一/黒塚裕子/佐々木重雅(神戸労働
と生活をむすぶ会)/坂和優(主婦連盟)/木村武志(日本共産党)/部落解放同盟東京都連合会荒川支部
/部落解放同盟東京都連合会荒川支部女性部/「日の丸」「君が代」の押しつけに反対す
る墨田ネットワーク/活動家集団「思想運動」/北川裕明(日本共産党)/重松朋宏(社説)
/西村剛幸/西村令子/折笠清美(主婦連盟)/島田達之(主婦連盟)/島田俊子(主婦連盟)/藤内竹夫(社説
記者)/藤内早苗(主婦連盟)/島田重雄(主婦連盟)/島田日出子(主婦連盟)/山口大学ユネスコ
クラブ/三多摩労働組合交流センター/加度信子(立川市労働青年女性会)/牧野映/千葉薫樹/
NO!AWACKSの会/野村晋一(主婦連盟)/三多摩在日韓国朝鮮人の人権フォーラム/加
藤功一/高橋優子(777女性資料センター)/室生祥/安永麻由子(主婦連盟)/神本博光(社説記者)/池田幸子

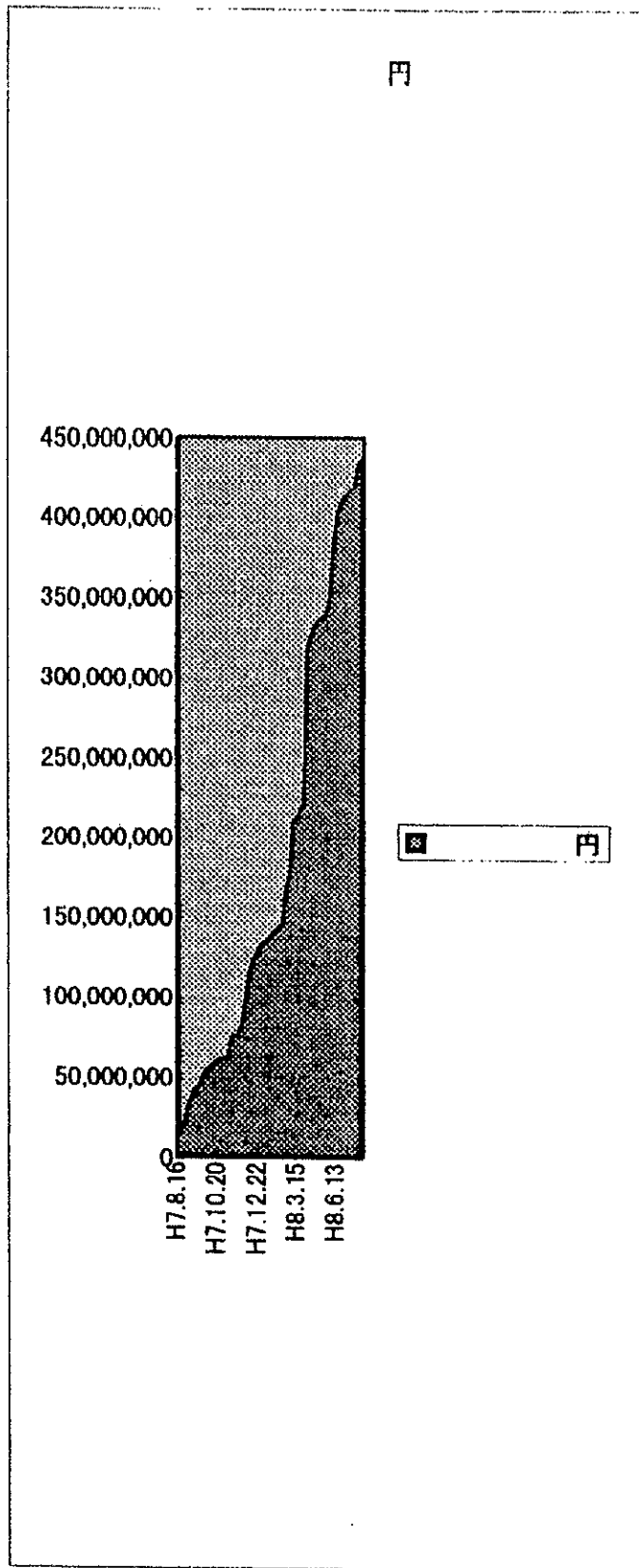
/大宮理里(主婦連盟)/空野佳弘(社説)/全国一般長崎連帯支部長編分會/全国長崎連帯支部
長船労働組/全国一般長崎連帯支部/張明子(社説記者)/花岡裁判支援連絡会議/幸義茂
(主婦連盟)/指紋カードをなくせ!1990年協議会/山本善康(主婦連盟)/藤原守(日本共産党)
/金野伊/ふたたび「従軍慰安婦」をつくるな下町の会/中島栄一/村中文江
/竹内芳郎(主婦連盟)/全国一般長崎連帯支部浦上連帯分會/渡部昌子/尾形憲(神戸労働
と生活をむすぶ会)/高嶋久治(社説記者)/久貝登美子(主婦連盟)/河内愛子/山野和子/河内久
雄/山口津子/加賀谷いそみ(主婦連盟)/石川逸子(主婦連盟)/高松牧人(社説)/フィリピン人元「慰安
婦」と共に・LUNAS/松本由美子(主婦連盟)/全敬子(日本共産党)/一瀬敬一郎(主婦連盟)/広
島平和と生活をむすぶ会/東洋シャッター日鉄裁判を支援する会/笠岡ゆき子/函館YW
CA/伊東夫佐/荒井文子(日本共産党)/三波広志・元雇用工被爆者の裁判を支
援する会/強制連行された中国人被爆者との交流をすすめる会/湯川恭(大阪府立高松教員)/田
中伸尚(ソノケツソノケツ)/本池正治/久池芳昭/判田明夫(神戸労働連帯会)/山崎一典/中野
博文/「もうひとつの歴史館・松代」建設実行委員会/福岡富美子/若井敦子(主婦連盟)/都
庁職民生局支部日野療養園分會/藤田なご/鳥羽弘美/婦人民主クラブ/山崎昌子(主婦連
帯会)/戸井昌浩(主婦連盟)/菅原光子(婦人誌)/末永栄子/末永慎(主婦連盟)/関
真知(主婦連盟)/市瀬清美/向井祥子(主婦連盟)/向井良一(主婦連盟)/羽山とし子(主婦連盟)/羽生慎子
/山本ひとみ(主婦連盟)/大野まさき(主婦連盟)/中谷悦子(主婦連盟)/せたが
や自主講座/佐藤秀夫/韓国労働者支援連絡会議/韓国民衆連帯懇談会/岡田ふみ子(主婦連盟)
/東都反戦労働者の会/渡辺良子/関根慶子/在日の慰安婦裁判を支える会/アンボをつ
ぶせ!ちようちんデモの会/日本キリスト教団四国教区社会部/坂田進(主婦連盟)/藤崎尚之(主婦連盟)
/中央大学戦後補償問題を考える会/広島強制連行を調査する会/豊永恵三郎(神戸労働
と生活をむすぶ会)/夏原信幸(主婦連盟)/白松香夫(777女性資料センター)/岡山正
幸(三多摩・元雇用工被爆者の裁判を支える会)/牛尾美保子(三多摩・元雇用工被爆者の裁判を支える会)
/片岡誠(三多摩・元雇用工
被爆者の裁判を支える会)/松本忠司(「GAMA」月報の編集者)/福田典子(全国水産労働者連帯会)
/天皇制はいらない!広島ネットワーク/金文善(長崎県民会)/秋本実(主婦連盟)/川田文子
(ソノケツソノケツ)/小松満貴子(主婦連盟)/花村健一(主婦連盟)/池田智子/若杉浩平(主婦連盟)/豆多
敏紀(平和と生活をむすぶ会)/神志那嘉昭(平和と生活をむすぶ会)/大西薫(平和と生活をむすぶ会)/松井義子(主婦連盟)
/古川佳子(主婦連盟)/神坂玲子(主婦連盟)/本多立太郎(主婦連盟)/大城盛俊
(主婦連盟)/吉池俊子(777・フォーラム)/星野正樹/平山百子(平和のための運動家連帯会)/番
場明子(日本共産党)/部落解放同盟東京都連合会墨田支部/メリッサ・ウェンダー
(社説)/長崎豊彦(社説記者)/道南女性史研究会/戦争に反対し、アジアの人々と共に行動す
る会/増田博光(人権問題を考える会)/立川自衛隊監視テント村/諸島谷二(主婦連盟)/戦後補償を考
える湘南市民の会/アジア共同行動九州・山口実行委員会/松浦雅彦(777女性資料センター)/三宅節
子(主婦連盟)/家永武男(社説記者)/せがみ三則(主婦連盟)/部落解放同盟東京都連合会墨
田支部/宮西いづみ(777女性資料センター)/尾崎三郎(主婦連盟)/江木敏

昭(連合会議員) / 岡田雅宏(市民) / 折本敬子 / 浦垣紀夫 / 中島美登利(労働者) / 小原悟(学生) / 都留文科大学生活協同組合労働組合 / 八代俊長 / 菊池喜美子 / 今井恭平(ジャーナリスト) / 井川文字 / 佐藤慶(学生) / 飯田剛 / 三好博幸 / 西元利子(学生) / くになち「慰安婦」問題を考える会 / 高戸竹二(ハルビン被害者「慰安婦」に対する責任を考える会) / 松下竜一(学生) / 婦人民主クラブ全国協議会広島支部 / 松枝芳子(日中友好神学同人連合会議員) / 若木信子(日中友好神学同人連合会議員) / 高良真木(日中友好神学同人連合会議員) / 浜田米術(日中友好神学同人連合会) / 日本基督教団学園・天皇制問題情報センター / 鈴木みゆき(主婦) / 根本敦子 / 鈴木裕子(女性研究家) / J P M 9 0 S(ふたひつり人及しうらん、母もい、又いしかたりの日本人の連帯 90) / ききょう(トラジ)の会 / 宮島百合(一級) / 戦争と平和ネットワーク山梨 / 森武雄(関大教授) / 井上悦子 / 井牛徹郎(弁護士) / 三原正武(戦後50年経過調査会の代表者) / 島岡弘子 / 中道武美(学生) / 木暮茂夫(学生) / 幸野真 / 杉本舞彦 / 宮沢望 / 宮沢さかえ / 宮沢ゆりか / 菊池礼子(学生) / 日本カトリック宣教師研究所 / 伊藤清(学生) / (社) 神奈川人権センター / 松浦基之(学生) / 三宅和子 / 津村幸子 / 日本キリスト教会「従軍慰安婦」問題と取り組む会 / 国連・憲法問題研究会 / 石田西太郎(ものつ) / 久保公子(在日韓国人「慰安婦」を支援する会) / 前田朝(東京大学教授) / 中国人元「慰安婦」訴訟弁護団 / 藤本秀子(ジャーナリスト) / 高永誠治(神谷区労働委員長) / 鈴木啓介(在日韓国人・朝鮮人生活の改善を考える会世話人) / 山田昭次(歴史研究家) / 千川中学校の教育環境を守る会 / 池田光明(学生) / 杉本優子(学生) / 堀甲子(文芸家) / 池田智恵子(主婦) / 池田亜希子(学生) / 池田麻希子(学生) / 大門恵美子(学生) / アジア太平洋地域の戦争犠牲者に思いを馳せ、心に刺む会事務局 / 戦後責任を問う調査裁判を支援する会 / 在日韓国民民主女性会大阪本部 / 豊村達郎(学生) / 朝鮮人従軍慰安婦問題を考える会 / 島海明枝 / 山口明子 / 小泉基 / 小笠原公子 / 孟信姫 / 山田英津子 / 安倍愛樹 / 飯田智子 / 大津健一 / 日本キリスト教協議会女性委員会 / 西浦昭英(学生) / 高橋喜久江(日本キリスト教同人会) / 武村二三夫(学生) / 太田亜由美 / 柏木量 / 武田菊野 / 神高教三輪高校分会 / 都職労特別区一部事務組合支部 / 日本製鉄元兼用工業判を支援する会 / 鶴田ひさ子(婦人生活クラブ全国協議会事務局) / 西村敏子(都職労組合議員) / 田口裕史(777労働者連帯会) / 婦人民主クラブ全国協議会 / 伊藤孝司(ジャーナリスト) / 岡村美知子(主婦) / ハルモニと共に歩む会・チョガッポ / 神谷宗孝(神奈川平和と生活をむすぶ会) / 木元茂夫(戦後50年経過調査会) / 小川純一郎(777労働者連帯会を支援する会) / 民衆運動研究所 / 全日本建設運輸連帯労働組合 / 日本軍「慰安婦」問題を考える会・福山 / 古谷史子(学生) / 日本製鉄元兼用工業判を支援する鎌馬の会 / 日本製鉄業判を支援する世田谷の会 / 中部地域平和と生活をむすぶ会 / 河辺邦夫(都職労組合執行委員長) / 井上正信(学生) / 相羽孝郎(学生) / 広島市教職員組合江波中学校分会 / 広島県歴史教育者協議会広島支部 / 小谷一夫 / 金森裕之(県職労組合執行委員長) / 鎌馬区職員労働組合 / 幸根英(法政大学4年、777・777-うらみ3県実行委員会代表) / 田中敏子 / 関西学生ネットワーク / 光永サチ子 / 松本園利 / 井上由美(大阪府職員) / 田中充郎(全労協職員) / 加瀬秀雄 / 大阪市内両地域平和と生活をむすぶ会 / 松田幹雄(大阪府職員) / 榎家智子 / 手塚隆寛 / 国村佳子 / 大幸恵子(大阪府平和と生活をむすぶ会) / 福井朋 / 大阪明星学園教職員組合 / 文貞愛(学生) / 小田切智剛(県職労組合) / 豊田雅一 / 鈴木久志(平和と生活をむすぶ会) / 池田史三(都職労組合中央執行委員) / 東京・東部地域平和と生

活をむすぶ会 / 三多摩地域平和と生活をむすぶ会 / 斎藤美智子(学生) / 板村蓮子(日職協) / 三崎太(都職労組合) / 下崎義輔(都職労センター) / 東海民衆運動センター / 平和と生活をむすぶ会 / 元「従軍慰安婦」の証言を聞く鹿児島県実行委員会 / 布田秀治(日本キリスト教同人会) / 増井潤一郎 / 木野村照美(ふたひつり人及しうらん) / 板橋平和と生活をむすぶ会 / 金英姫(都職労組合) / 北口孝(都職労組合) / 永研団平和の会 / 坂内義子(学生) / 日本の戦争責任資料センター / 中北龍太郎(学生) / 村松正俊(学生) / 杉原助(日本キリスト教同人会) / 福恒敏彦(都職労組合) / 平和と生活をむすぶ三輪水産高校の会 / 藤井潤(県職労組合) / 山崎ひろみ / 東洋大学現代史研究会 / 在日韓国民民主女性会 / 藤井直実(学生) / 横浜市教組保土ヶ谷支部福中分会 / 小林和博(都職労組合) / 藤本雅典 / 本沢陽一 / 藤村妙子(学生) / 外登法・入管法と民族差別を撃つ全国研究交流会実行委員会 / 藤波広(777労働者連帯会) / 木村雅英(都職労組合) / 安達洋子(学生) / 反戦・反天皇をたたかうグループ南風 / 青年アジア研究会 / 長谷川清治(三輪地域平和と生活をむすぶ会) / 平和と生活をむすぶ会京都 / 安田美香(都職労組合) / 河手尚哉 / 栗原健(都職労組合) / 尾沢孝司 / 有賀精一(三輪地域平和と生活をむすぶ会) / 兵権秀 / 吳世元(学生) / 和田喜太郎(都職労組合) / 木野村間一郎(学生) / アクションよろず / 中村知(三輪地域平和と生活をむすぶ会) / 西野孝(三輪地域平和と生活をむすぶ会) / 高波正男(自治会) / 杉田謙太郎 / 佐々木隆雅 / 石田貴美恵 / 日本のアジア侵略史を考える市民講座実行委員会 / 京都大学行動委員会 / 高幸仁(都職労組合) / 松浦賢治 / 樋川伶子(学生) / 伊藤聡子(学生) / 橋正昭(S&B・学生) / 町田忠昭 / 金成浩(都職労組合) / 岡安十三三(都職労組合) / 全労協全国一般庶民印刷分会 / 佐武健一(大阪府内両地域平和と生活をむすぶ会) / 武藤弘佳(学生) / 朴在哲(都職労組合) / 96)

【435 団体・個人】

日付	円
H7.8.16	14,549,933
H7.8.18	17,655,449
H7.8.23	20,699,563
H7.8.25	32,235,924
H7.9.1	37,880,269
H7.9.8	43,139,044
H7.9.14	44,756,983
H7.9.22	50,191,561
H7.9.29	55,049,281
H7.10.6	56,912,959
H7.10.13	58,530,501
H7.10.20	60,711,987
H7.10.27	61,431,606
H7.11.2	61,855,390
H7.11.10	63,540,711
H7.11.17	74,632,828
H7.11.20	76,093,148
H7.11.24	77,374,038
H7.12.1	85,879,400
H7.12.6	102,842,555
H7.12.8	116,515,222
H7.12.15	124,568,767
H7.12.22	129,069,461
H8.1.4	133,754,507
H8.1.12	134,990,889
H8.1.18	135,948,788
H8.1.26	139,971,669
H8.2.2	142,987,169
H8.2.8	144,457,949
H8.2.16	146,851,262
H8.2.23	168,591,616
H8.3.1	176,112,186
H8.3.8	211,214,928
H8.3.15	213,432,168
H8.3.22	217,213,915
H8.3.29	221,177,740
H8.4.12	318,853,124
H8.4.19	326,750,897
H8.4.26	332,825,585
H8.5.10	336,291,308
H7.5.17	338,441,721
H8.5.24	340,072,943
H8.5.31	347,011,005
H8.6.7	378,154,182
H8.6.13	401,254,182
H8.6.28	408,647,704
H8.7.5	413,385,600
H8.7.10	414,738,485
H8.7.18	418,231,279
H8.7.24	419,836,382
H8.7.31	434,527,446
H8.8.8	437,324,404



謹啓

日本国政府と国民の協力によって生まれた「女性のためのアジア平和国民基金」は、かつて「従軍慰安婦」にさせられて、悲しがたい苦しみと経験された貴女に対して、ここに日本国民の償いの気持ちとお届けいたします。

かつて戦争の時代に、旧日本軍の同歩のもと、多数の慰安所が開設され、そこに多くの女性が集められ、将兵に対する「慰安婦」にさせられました。十六、七歳の少女もふくまれる若い女性たちが、そうとも知らされずに集められたり、占領下では直接強制的な手段が用いられることもありましたが、貴女はそのような犠牲者のお一人だとうかがっています。

これは、まことに女性の根源的な尊厳を踏みにじる残酷な行為でありました。貴女に加えられたこの行為に対する道義的な責任は、総理の手紙にも認められているとおり、現在の政府と国民も負っております。われわれも貴女に対して心からお詫が申し上げる次第です。

貴女は、戦争中に耐え難い苦しみを受けただけでなく、戦後も五〇年の長きにわたり、傷ついた身体と残酷な記憶をかかえて、苦しい生活を送ってこられたと拝察いたします。

このような認識のもとに、「女性のためのアジア平和国民基金」は、政府とともに、過去一年間、国民に基金と呼びかけてきました。ここらる国民が積極的にわれわれの呼びかけに応え、拠金してくれました。そうした拠金とともに送られてきた手紙は、日本国民の心からの謝罪と償いの気持ちを表しております。

もとより謝罪の言葉や金銭的な支払いによって、貴女の生涯の苦しみが償えるものとは毛頭思いません。しかしながら、このようなことを二度とくりかえさないという国民の決意の概として、この償い金を受けとめて下さるようお願いいたします。

「女性のためのアジア平和国民基金」はひきつづき日本国政府とともに道義的責任を果たす「償いの事業」のひとつとして医療福祉支援事業の実施に着手いたします。さらに、「慰安婦」問題の真実を明かにし、歴史の教訓とするための資料調査研究事業も実施してまいります。

貴女が申し出てくださった、私たちがあらためて過去について目とひらかれました。貴女の苦しみと貴女の勇気と日本国民は忘れません。貴女のこれからの人生がいくらかでも安らかなものになるようにお祈り申し上げます。

一九九六年 月 日

財団法人

女性のためのアジア平和国民基金

理事長 原 文兵衛